様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 2025年8月16日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） もりちゅう  一般事業主の氏名又は名称　株式会社モリチユウ  （ふりがな） もりゆうじ  （法人の場合）代表者の氏名 森　雄児  住所　〒334-0075  埼玉県川口市江戸袋２丁目５番２７号  法人番号　4030001077551  　情報処理の促進に関する法律第２９条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXの取り組みについて | | 公表日 | 2023年8月5日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ホームページ・https://www.morichu.co.jp/dxpolicy/・  １．経営ビジョンとDXの推進について | | 記載内容抜粋 | 当社は創業80年で培ってきた「いいものづくり」の精神やスピードに価値があるとの考えを持ちながらも、鋳造業界の常識にとらわれることなく、デジタル技術を活用してお客様のニーズを捉えた新たなプロダクトやサービスの提供という新しい価値でお客様を支援することを目指します。  具体的なデジタル技術活用の方向性としては、当社がこれまで積み上げてきたノウハウや蓄積された実績、多くのお取引先の存在という強みに、デジタル技術の活用を掛け合わせることで、強みを源泉とするデータの整理・活用を進めて、新たなプロダクトやサービスの提供につなげると同時に、今まで以上の効率化によってスピードの価値も高めます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 代表取締役社長の承認に基づき情報を開示。  当社は、代表取締役社長が意思決定権を有しています |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXの取り組みについて | | 公表日 | 2023年8月5日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ホームページ・https://www.morichu.co.jp/dxpolicy/  ・２．DX戦略 | | 記載内容抜粋 | 経営ビジョン達成のために以下の戦略を定め取組みます。  戦略１．自社のノウハウや、お取引先の要望や意見等の声をデジタルデータ化して一元化し、抽出・整理した上で、新たなプロダクトやサービスの種を考案し評価を行い、育てる仕組みをデジタル技術を用いてつくります。  戦略２．蓄積されてきた製品仕様やコストに関するデータ等を、デジタル技術によって検索可能な形式で整理してお取引先と共有することで、関係者間での共通部品の設計や提案に活用したり、お取引先での新製品開発や部品管理で利用できるようにします。  戦略３．グループウェア、チャットの活用による社内コミュニケーションの円滑化に加え、社内外の文書のデジタル化によるペーパーレスの推進と、単純作業の自動化による業務の効率化を実現します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 代表取締役社長の承認に基づき情報を開示。  当社は、代表取締役社長が意思決定権を有しています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | （１）DX戦略の推進体制及び人材の育成・確保 | | 記載内容抜粋 | DX戦略を推進するために以下のような体制の構築と人材の育成・確保に務め、DXの推進を図ります。また、必要に応じて外部組織とも連携していきます。  ＜組織・体制＞  ・「DX推進チーム」を設置し、社長を総括責任者とする  ・総括責任者の下にチームリーダーを置く  ・チームメンバーは各部門から選出し、部門横断型チームとする  ・DX戦略を推進するための「実行計画」を作成し、毎月進捗の管理をする  ＜人材育成＞  ・「DX推進チーム」主催によるDX技術に関する社内研修会を定期的に実施  ・各部署デジタル技術事例発表会を開催  ・社外セミナーへの参加  ＜人材確保＞  ・新卒を中心にデジタル技術に親しんでいる世代を採用する |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | （２）DX推進に向けた環境整備 | | 記載内容抜粋 | 社内での情報共有を効率化する基盤としての環境整備と、DX推進チームが策定したDX戦略推進の実行計画に基づいて、計画上必要となるITシステムやツール等の環境を随時検討して整備していきます。具体的には以下のものを想定しています。  ・iPhone、iPadを全社員に配布しGoogleWorkSpaceとチャットツールを全社導入  ・クラウド型のデータ共有・視覚化システム  ・RPAツール |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXの取り組みについて | | 公表日 | 2023年8月5日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ホームページ・https://www.morichu.co.jp/dxpolicy/　・３．DX戦略指標 | | 記載内容抜粋 | 蓄積されたデータを活用した新たなプロダクトやサービスの考案数、評価数、ビジネス化数  ・お取引先との製品仕様やコストに関するデータ等を共有するシステムの完成  ・製品仕様やコストに関するデータ等の共有サービスを活用するお取引先数  ・プロセス毎の業務削減時間 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2023年8月5日 | | 発信方法 | ホームページ　https://www.morichu.co.jp/dxpolicy/　 「DXの取り組みについて」の「４．DXの推進状況に関する社長メッセージ」で、代表取締役社長からのメッセージを掲載しています。 | | 発信内容 | 株式会社モリチュウでは、「いいものづくり」を企業理念の中心に掲げ、鋳物を中心とした金属部品の提供を基本にお客様に価値提供を行っております。  今後、様々なデジタル技術を駆使しながら「いいものづくり」の精神で新たなプロダクトやサービスの提供という新しい価値を提供して、お客様に喜んでいただくためにDX戦略をまとめております。  現状は、デジタル技術の人材確保を念頭に来年度の新卒の採用活動と、各社員のDX推進に向けた環境整備が概ね完了しています。また、戦略策定前からお客様の声の一元化と整理、必要となる技術の情報収集等を個別に行っておりましたが、推進体制で示したDX推進チームにより、DX戦略の実行計画を作成して進めていくことが直近の課題であり方向性となります。まだ途に就いたばかりですが、今後一歩ずつ着実に進めてまいります。今後ともご支援のほどよろしくお願いいたします。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年6月 | | 実施内容 | 代表取締役社長が「DX推進指標」による自己診断を行い「DX推進ポータル」の自己診断結果入力サイトより提出しました。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年6月～現在 | | 実施内容 | ・SECURITY ACTION（二つ星）宣言を実施し、2023年6月5日に自己宣言ＩＤが通知されました。  2023年6月23日に当社HP上でも公表しています。  https://www.morichu.co.jp/news/2023/3628/  現在も継続的に対策を実施しています。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。